

○経済産業省令第八十六号

安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十六号）の一部の施行に伴い、並びに関係法律の規定に基づき、及び電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）を実施するため、電気事業法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年十一月十一日

経済産業大臣 西村 康稔

電気事業法施行規則等の一部を改正する省令

（電気事業法施行規則の一部改正）

第一条 電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

(発電事業の届出)

第四十五条の十九 [略]

2 法第二十七条の二十七第一項第五号の経済産業省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 [略]

二 特定発電用電気工作物ごとの接続最大電力、出力、燃料の種類（火力（地熱及び冷熱を除く。）を原動力として電気を発生するため）に施設する電気工作物に係るものに限る。）及び運転開始の予定年月日

改正前

(発電事業の届出)

第四十五条の十九 [略]

2 法第二十七条の二十七第一項第五号の経済産業省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 [略]

二 特定発電用電気工作物ごとの接続最大電力及び出力

三・四 [略]

3 [略]

4 法第二十七条の二十七第三項の経済産業省令で定める日は、次の各号に掲げる変更の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日とする。

一 発電事業の用に供する発電用の電気工作物の出力を十キロワット以上減少する変更

九月前の日

二 前号以外の場合 十日前の日

5 法第二十七条の二十七第三項の規定による届出をしようとする者は、様式第三十一の十八の発電事業変更届出書に変更の予定年月日を記載し、かつ、これに変更を必要とする理由を記載

三・四 [略]

3 [略]

[新設]

[新設]

した書面を添えて提出しなければならない。

6 | 法第二十七条の二十七第四項の規定による届出をしようとする者は、様式第三十一の十八の発電事業変更届出書に変更を必要とする理由を記載した書面を添えて提出しなければならない。

(事業の休止及び廃止並びに法人の解散)

第四十五条の二十一 「略」

2 || 法第二十七条の二十九において準用する法第

二十七条の二十五第一項の規定による届出は、

次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各

号に定める日までに行うものとする。

4 | 法第二十七条の二十七第三項の規定による届出をしようとする者は、様式第三十一の十八の発電事業変更届出書に変更を必要とする理由を記載した書面を添えて提出しなければならない。

(事業の休止及び廃止並びに法人の解散)

第四十五条の二十一 「略」

〔新設〕

一 発電事業の用に供する発電用の電気工作物

の出力の合計が十キロワット以上である場

合 九月前の日

二 前号以外の場合 十日前の日

3 | 「略」

(廃炉円滑化負担金の額の承認)

第四十五条の二十一の十二 電気事業会計規則 (

昭和四十年通商産業省令第五十七号。以下この

条において「会計規則」という。) 第二十八条

の四第一項若しくは第二十八条の七第一項の承

認又は原子力発電施設解体引当金に関する省令

(平成元年通商産業省令第三十号) 第五条第三

2 | 「略」

(廃炉円滑化負担金の額の承認)

第四十五条の二十一の十二 電気事業会計規則 (

昭和四十年通商産業省令第五十七号。以下この

条において「会計規則」という。) 第二十八条

の二第一項若しくは第二十八条の三第一項の承

認又は原子力発電施設解体引当金に関する省令

(平成元年通商産業省令第三十号) 第五条第三

---

項ただし書の承認を受けた原子力発電事業者（以下この条及び次条において「特定原子力発電事業者」という。）は、当該承認に係る原子力発電工作物（特定原子力施設（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法（昭和三十三年法律第六十六号）第六十四条の二第一項に規定する特定原子力施設をいう。）に係るものを除く。）の廃止を円滑に実施するために必要な資金を一般送配電事業者から回収しようとするときは、回収しようとする資金（以下この条及び次条において「廃炉円滑化負担金」という。）の額について、経済産業大臣の承認を受けなければならない。

---

項ただし書の承認を受けた原子力発電事業者（以下この条及び次条において「特定原子力発電事業者」という。）は、当該承認に係る原子力発電工作物（特定原子力施設（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十三年法律第六十六号）第六十四条の二第一項に規定する特定原子力施設をいう。）に係るものを除く。）の廃止を円滑に実施するために必要な資金を一般送配電事業者から回収しようとするときは、回収しようとする資金（以下この条及び次条において「廃炉円滑化負担金」という。）の額について、経済産業大臣の承認を受けなければならない。

---

3 経済産業大臣は、第一項の承認の申請が次の

各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の承認をしなければならない。

- 一 廃炉円滑化負担金の額が、当該額の根拠となる原子力特定資産簿価（会計規則第二十八条の四第一項に規定する原子力特定資産簿価をいう。）、原子力廃止関連仮勘定簿価（同令第二十八条の五第一項に規定する原子力廃止関連仮勘定簿価をいう。）、原子力廃止関連費用相当額（同項に規定する原子力廃止関連費用相当額をいう。）及び原子力発電施設解体引当金の要引当額（原子力発電施設解体

3 経済産業大臣は、第一項の承認の申請が次の

各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の承認をしなければならない。

- 一 廃炉円滑化負担金の額が、当該額の根拠となる原子力特定資産簿価（会計規則第二十八条の二第一項に規定する原子力特定資産簿価をいう。）、原子力廃止関連仮勘定簿価（同令第二十八条の三第一項に規定する原子力廃止関連仮勘定簿価をいう。）、原子力廃止関連費用相当額（同項に規定する原子力廃止関連費用相当額をいう。）及び原子力発電施設解体引当金の要引当額（原子力発電施設解体

引当金に関する省令第五条第三項に規定する  
要引当額をいう。)に照らし、適正かつ明確  
に定められていること。

二 「略」

引当金に関する省令第五条第三項に規定する  
要引当額をいう。)に照らし、適正かつ明確  
に定められていること。

二 「略」

備考 表中の「」は注記である。

様式第一の十、様式第三十一の三の二、様式三十一の四、様式第三十一の十七及び様式第三十一の十  
八を次のように改める。



様式第1の10（第4条関係）

一般送配電事業許可申請書

年 月 日

殿

住所

商号

代表者の役職氏名

電気事業法第3条の規定により、次のとおり一般送配電事業の許可を受けたいので申請します。

				備考	
取締役の氏名					
主たる営業所	名称				
	所在地				
その他の営業所	名称				
	所在地				
供給区域（都道府県郡市区町村字を記載すること。）					
一般送配電事業の用に供する電気工作物	送電用の電気工作物	設置の場所	区間		
			経路する発電所又は変電所の名称		
			経過地（都道府県郡市区町村を記載すること。）		
		電気方式			
		設置の方法			
		回線数			
		周波数			
		電圧			
	配電用の電気工作物		電気方式		
			周波数		
			電圧		

電気工作物 変電用の	設置の場所（都道府県郡市区町村を記載すること。）	
	周波数	
	出力	
電気工作物 発電用の	設置の場所（都道府県郡市区町村を記載すること。）	
	原動力の種類	
	周波数	
	出力	
電気工作物 蓄電用の	設置の場所（都道府県郡市区町村を記載すること。）	
	周波数	
	出力	
	容量	

- 備考
- 1 水力発電所の場合は、常時出力及び常時せん頭出力を備考欄に記載すること。
  - 2 送電線路の回線数が設計回線数と異なる場合は、設計回線数を備考欄に記載すること。
  - 3 送電線路の電圧が設計電圧と異なる場合は、設計電圧を備考欄に記載すること。
  - 4 該当事項のない欄は、省略すること。
  - 5 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第 31 の 3 の 2 (第 45 条の 2 関係)

配電事業許可申請書

年 月 日

殿

住所

商号

代表者の役職氏名

電気事業法第 27 条の 12 の 3 の規定により、次のとおり配電事業の許可を受けたいので申請します。

				備考	
主たる営業所	名称				
	所在地				
その他の営業所	名称				
	所在地				
供給区域（都道府県郡市区町村字を記載すること。）					
配電事業の用に供する電気工作物	送電用及び配電用の電気工作物	設置の場所	区間		
			経由する発電所又は変電所の名称		
			経過地（都道府県郡市区町村を記載すること。）		
	電気方式				
	設置の方法				
	回数	線数			
	周波数				
	電圧				
	変電用の電気工作物	設置の場所（都道府県郡市区町村を記載すること。）			
		周波数			
出力					

電気工作物 発電用の	設置の場所（都道府県郡市区町村を記載すること。）	
	原 動 力 の 種 類	
	周 波 数	
	出 力	
電気工作物 蓄電用の	設置の場所（都道府県郡市区町村を記載すること。）	
	周 波 数	
	出 力	
	容 量	

- 備考
- 1 水力発電所の場合は、常時出力及び常時せん頭出力を備考欄に記載すること。
  - 2 送電線路の回線数が設計回線数と異なる場合は、設計回線数を備考欄に記載すること。
  - 3 送電線路の電圧が設計電圧と異なる場合は、設計電圧を備考欄に記載すること。
  - 4 該当事項のない欄は、省略すること。
  - 5 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第 31 の 4 (第 45 条の 2 の 28 関係)

特定送配電事業届出書

年 月 日

殿

住所

氏名 (名称及び代表者の氏名)

電気事業法第 27 条の 13 第 1 項の規定により、次のとおり特定送配電事業を営みたいので届け出ます。

				備考	
主たる営業所	名称				
	所在地				
その他の営業所	名称				
	所在地				
供給地					
特定送配電事業の用に供する電気工作物	設置の場所	区間			
		経路する変電所又は発電所の名称			
		経過地(都道府県郡市区町村を記載すること。)			
	電気方式				
	設置の方法				
	回線数				
	周波数				
	電圧				
	こう長				
	送電容量				
	配電用の電気工作物	電気方式			
		周波数			
		電圧			
		こう長			
送電容量					

電気工作物	変電用の	設置の場所（都道府県郡市区町村を記載すること。）	
		周波数	
		出力	
電気工作物	発電用の	設置の場所（都道府県郡市区町村を記載すること。）	
		原動力の種類	
		周波数	
		出力	
電気工作物	蓄電用の	設置の場所（都道府県郡市区町村を記載すること。）	
		周波数	
		出力	
		容量	
事業開始の予定年月日			
電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先			
託送供給の相手方及び内容			

- 備考
- 1 供給地点の欄には、都道府県郡市区町村字番地住居番号を記載すること。
  - 2 水力発電所の場合は、常時出力及び常時せん頭出力を備考欄に記載すること。
  - 3 送電線路の回線数が設計回線数と異なる場合は、設計回線数を備考欄に記載すること。
  - 4 送電線路の電圧が設計電圧と異なる場合は、設計電圧を備考欄に記載すること。
  - 5 該当事項のない欄は、省略すること。
  - 6 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第 31 の 17 (第 45 条の 19 関係)

発電事業届出書

年 月 日

殿

住所

氏名 (名称及び代表者の氏名)

次のとおり発電事業を営みたいので、電気事業法第 27 条の 27 第 1 項の規定により届け出ます。

											備考
主たる営業所			名称								
			所在地								
その他の営業所			名称								
			所在地								
	発電所等の名称	設置の場所 (都道府県市区町村を記載すること。)	原動力の種類 (燃料の種類)	周波数	出力	特定発電用電気工作物の出力	特定発電用電気工作物の接続最大電力	容量	供給の相手方	供給の内容	運転開始の予定年月日
発電用の電気工作物											
専ら自己の消費の用に供する 発電用の電気工作物											

蓄電用の電気工作物	発電事業の用に供する									
事業開始の予定年月日										
電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先										

- 備考
- 1 水力発電所の場合は、常時出力及び常時せん頭出力を備考欄に記載すること。
  - 2 一般送配電事業者にその一般送配電事業の用に供するための電気を発電し、当該電気を供給することを約している場合にあっては、その供給の相手方及びその内容を記載すること。
  - 3 該当事項のない欄は、省略すること。
  - 4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。



様式第 31 の 18 (第 45 条の 19)

発電事業変更届出書

年 月 日

殿

住所

氏名 (名称及び代表者の氏名)

次のとおり届出事項を変更したい (変更した) ので、電気事業法第 27 条の 27 第 3 項 (同法第 27 条の 27 第 4 項) の規定により届け出ます。

変更前											備考
氏名又は名称											
住所											
主たる営業所		名称									
		所在地									
その他の営業所		名称									
		所在地									
発電所の名称	設置の場所 (都道府市区町村を記載すること。)	原動力の種類 (燃料の種類)	周波数	出力	特定発電用電気工作物の出力	特定発電用電気工作物の接続最大電力	供給の相手方	供給の内容	運転開始の(予定)年月日	変更の予定年月日	
発電事業の用に供する発電用の電気工作物											
専ら自己の消費の用に供する発電用の電気工作物											

事業開始の予定年月日	
電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先	

変更後											備考	
氏名又は名称												
住所												
主たる営業所		名称										
		所在地										
その他の営業所		名称										
		所在地										
発電用の電気工作物	発電所の名称	設置の場所 (都道府市区町村を記載すること。)	原動力の種類 (燃料の種類)	周波数	出力	特定発電用電気工作物の出力	特定発電用電気工作物の接続最大電力	供給の相手方	供給の内容	運転開始の(予定)年月日		変更の予定年月日
専ら自己の消費の用に供する発電用の電気工作物												
事業開始の予定年月日												
電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先												

- 備考 1 水力発電所の場合は、常時出力及び常時せん頭出力を備考欄に記載すること。  
 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

(電気関係報告規則の一部改正)

第二条 電気関係報告規則(昭和四十年通商産業省令第五十四号)の一部を次のように改正する。

第四条の表中「第二十七条の二十七第三項」を「第二十七条の二十七第四項」に改める。

(原子力発電工作物に係る電気関係報告規則の一部改正)

第三条 原子力発電工作物に係る電気関係報告規則(平成二十四年経済産業省令第七十一号)の一部を次のように改正する。

第四条の表中「第二十七条の二十七第三項」を「第二十七条の二十七第四項」に改める。

(安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律附則第五条の経済産業省令で定める日)

第四条 安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律(令和四年法律第四十六号。以下「改正法」という。)附則第五条の経済産業省令で定める日は、改正法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(令和四年十一月十四日)から起算して一月を経過する日とする。

## 附 則

### (施行期日)

第一条 この省令は、改正法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和四年十一月十四日）から施行する。

### (経過措置)

第二条 この省令の施行の日から起算して一月を経過する日以後十月を経過する日までの間に行われる発電用の電気工作物（電気事業法第二条第一項第十八号に規定する電気工作物をいう。以下同じ。）（改正法の施行の日以後にあつては、改正法第六条の規定による改正後の電気事業法第二条第一項第五号ロに規定する発電等用電気工作物。次条において同じ。）の出力を十キロワット以上減少する変更についての電気事業法施行規則（次条において「施行規則」という。）第四十五条の十九第四項第一号の規定の適用については、同号中「九月前の日」とあるのは「令和四年十二月十四日」とする。

第三条 この省令の施行の日から起算して一月を経過する日以後十月を経過する日までの間に行われる発電用の電気工作物の出力の合計が十キロワット以上である発電事業者（電気事業法第二条第一項第十五号

に規定する発電事業者をいう。)の発電事業(電気事業法第二条第一項第十四号に規定する発電事業をいう。)の休止及び廃止並びに法人の解散についての施行規則第四十五条の二十一第二項第一号の規定の適用については、同号中「九月前の日」とあるのは「令和四年十二月十四日」とする。

第四条 改正法附則第六条の規定による届出をしようとする者は、様式第一の十による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

第五条 改正法附則第七条の規定により届出をしようとする者は、様式第三十一の三の二による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

第六条 改正法附則第八条の規定により届出をしようとする者は、様式第三十一の四による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

第七条 改正法附則第九条の規定により届出をしようとする者は、様式第三十一の十七による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。